

第二節 海上運送

海上運送は主として汽船に依るものである。貨物を汽船で送る場合には貨物と共に船名品名個數荷造り記號元價陸揚港荷受人の住所氏名等を記した出荷申込書を汽船會社に差出し船積を終ると共に船會社より一通又は數通の船荷證券を受取るのである。船荷證券も亦之を荷受人に送り荷受人は之と引換に到着港に於て貨物を受取るのである。海上運送の場合には陸上と異り海程其他の爲めに船荷證券が非常に遅れて到着するか又は全然不着の場合がある。此場合には荷受人に於て貨物を受取り得ぬこととなる爲め豫め數通の船荷證券を發行し各別に船便を異にして發送することとなつてゐる。

船荷證券には船舶の名稱國籍船長の氏名貨物の種類重量又は容積荷造り個數記號荷送人の氏名船積港陸揚港運賃船荷證券の員數證券の作成地及作成の年月日を記載し船長又は船主が發行するのである。

船荷證券は貨物引換證と同じく貨物を代表する證券で貨物の受取讓渡買入等は之に據らなければ出來ぬものである。但貨物引換證又は船荷證券が未着又は

紛失等の爲め貨物を受取り得ず爲めに商機を逸するが如き場合には銀行の保證を得て貨物を受取ることがある。之を證券到着前貨物引取保證と稱し後日證券の到着又は発見の上は之を運送人に返還の上銀行の保證を解除するのである。

第二章 信託業

信託業は廣く他人の信託に依り一定の目的に従ひ金錢有價證券金錢債權不動産地上權及借地權等の管理又は處分をなすもので之等の財産は其目的の爲めに一應受託者の名義となり委託者は一方に其管理又は處分による利益を受くる權利を得ると共に他方其財産を永く保護せんとするものである。

信託業を營む者は此外 (一)保證預り (二)債務の保證 (三)不動産賣買の媒介 (四)金錢貸借の媒介 (五)公債社債又は株式の引受募集拂込配當金の支拂 (六)財産の取得管理處分又は貸借に關する代理事務 (七)財産の整理又は清算に關する代理事務 (八)債權の取立又は債務の履行に關する代理事務 (九)擔保付社債の受託等を兼營することが出来る。

信託業は大蔵大臣の免許を受け、且つ資本金百萬圓以上の株式会社でなければ
営むことが出来ぬ。又商號中「信託」なる文字を用ふべく、他の會社では此文字を用
ふることを許されぬものである。

信託業者は他人の財産を管理處分するものであるから、會社が信託義務違反に
依つて生ずることあるべき損害の保障として、資本金の十分の一以上の金額に相
當する國債を政府に供託し置くことを要し、尙ほ營業上資金運用について種々の
制限を受けてゐる。

近時盛に唱導せられて居る信託預金とは本業中金銭信託を指し、金額五百圓以
上期間二ヶ年以上のもので、貸付又は公、社債の買入により得たる收益から信託料
(外に税金)を差引き純収入を委託者へ支拂ふ仕組である。

信託預金の供託

信託預金

商業講義 終

昭和四年三月五日印刷
昭和四年三月十日發行

(非賣品)

編輯者 井 下 多 美 雄
東京市麹町區麹町一丁目一番地

印刷者 永 江 鴻 憲
東京府下灘野川町上中里二〇

印刷所 好 文 堂 印 刷 所
東京市淺草區南元町一番地

不 許 複 製

發行所

東京市麹町區麹町一丁目一番地

日本公民中學會

發行所 日本公認本學會

不 動

日本公認本學會

日本公認本學會
發行所
日本公認本學會

(發行所)

319
370

